横浜市狩場緑風荘指定管理者公募に関する質問回答

番号	分類	ページ	大項目	中項目	小項目	内容	回答
1	公募要項	7	5	(1), (4)		指定申請の受付期間は、7月1日~7月3日となっていますが、役員の改選が6月末に行われる予定です。このため、応募申請書には役員選定議案に掲載の役員候補者を記載しますが、登記事務は役員改選後となるため、新たな役員名が記載された「登記事項証明書」の提出は7月末頃となります。 申請書は次の書類により作成してもよいでしょうか。・応募申請時の登記事項証明書(平成27年4月付)・役員選定案(平成27年6月末改選予定) <後日提出> ・改選後の登記事項証明書(平成27年7月付)	やむを得ない事情ですので、ご提示の書類による提 出で構いません。
2	公募要項	3	4	(4)		「管理上の瑕疵による火災等事故」は、指定管理者の負担と明記されています。火災等の事故につきましては、適切な管理をしていても100%の保証は不可能であり、当法人には火災時の弁償余力は有していませんので、リスクを回避するためには横浜市を被保険者とし、指定管理者を契約者とする火災保険又は施設賠償責任保険の特約等に加入する必要があると考えます。この場合、保険料を収支予算書に計上することとしてよいでしょうか。	指定管理者の判断で、火災保険又は施設賠償保険 の特約等に加入すること、また、その費用を収支予算

[※] 回答内容が質問の意を捉えていない、疑義があるという場合はEメールにてお問合せください。(ho-siteikanri@city.yokohama.jp) 当回答に関連しない、追加の質問等は受け付けません。